

資料—1

阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議 規 約

<p>阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議 規約 現行</p> <p>令和2年9月17日施行</p>	<p>阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議 規約 改正（案）</p> <p>備考</p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 阿賀野川水系に係る新潟県内における阿賀野川（以下、「阿賀野川」という。）の流域治水対策を推進するものとして、「阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議」（以下、「流域治水會議」という。）を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 流域治水會議は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、阿賀野川において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（以下、「流域治水」という。）を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(流域治水會議の構成)</p> <p>第3条 流域治水會議は、別表1の職にある者をもつて構成する。</p> <p>1 流域治水會議の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>2 事務局は、第1項による者のほか、流域治水會議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を流域治水會議に求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成)</p> <p>第4条 流域治水會議には、流域治水に係る対策等の各種検討、調整を行ふこととする。</p> <p>1 幹事会を置くものとする。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもつて構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、流域治水會議の運営に必要な情報交換、調査、分析、結果について流域治水會議に報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第4条 流域治水會議には、流域治水會議の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水に係る対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、幹事会を置くものとする。</p> <p>1 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもつて構成する。</p> <p>(流域治水會議の実施事項)</p> <p>第5条 流域治水會議は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 阿賀野川で行う流域治水の全體像を共有・検討。</p> <p>二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。</p> <p>三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。</p> <p>四 その他、流域治水に関する必要な事項。</p>	
<p>(設置)</p> <p>第1条 阿賀野川水系に係る新潟県内における阿賀野川（以下、「阿賀野川」という。）の流域治水対策を推進するものとして、「阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議」（以下、「流域治水會議」という。）を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 流域治水會議は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、阿賀野川において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（以下、「流域治水」という。）を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>(流域治水會議の構成)</p> <p>第3条 流域治水會議は、別表1の職にある者をもつて構成する。</p> <p>1 流域治水會議の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>2 事務局は、第1項による者のほか、流域治水會議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を流域治水會議に求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成)</p> <p>第4条 流域治水會議には、流域治水に係る対策等の各種検討、調整を行ふこととする。</p> <p>1 幹事会を置くものとする。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもつて構成する。</p> <p>3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 幹事会は、流域治水會議の運営に必要な情報交換、調査、分析、結果について流域治水會議に報告する。</p> <p>5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第4条 流域治水會議には、流域治水會議の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水に係る対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、幹事会を置くものとする。</p> <p>1 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもつて構成する。</p> <p>(流域治水會議の実施事項)</p> <p>第5条 流域治水會議は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 阿賀野川で行う流域治水の全體像を共有・検討。</p> <p>二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。</p> <p>三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。</p> <p>四 その他、流域治水に関する必要な事項。</p>	<p>幹事会構成員の追加など</p> <p>幹事会構成員の追加など</p> <p>幹事会構成員の追加など</p> <p>幹事会構成員の追加など</p>

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 規約 現行	阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 規約 改正（案）	備考
<p>(流域治水会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開するものとする。ただし、審議内容によつては、幹事会に諮り、非公表とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開したものとみなす。</p> <p>(流域治水会議資料等の公表)</p> <p>第7条 流域治水会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。</p> <p>2 流域治水会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。</p> <p>2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（調査課）が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水会議の議事の手続きその他運営に必要な事項については、流域治水会議で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。</p> <p style="color:red;">(改正) 令和3年 月 日</p>	<p>(流域治水会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開するものとする。ただし、審議内容によつては、幹事会に諮り、非公表とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開したものとみなす。</p> <p>(流域治水会議資料等の公表)</p> <p>第7条 流域治水会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。</p> <p>2 流域治水会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。</p> <p>2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（調査課）が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水会議の議事の手続きその他運営に必要な事項については、流域治水会議で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。</p>	

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議 規約 現行	阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議 規約 改正（案）	備考																																																									
別表2	<p style="text-align: center;">阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水會議 幹事会名簿</p> <table> <tbody> <tr> <td>新潟市</td><td>危機対策課長</td><td></td></tr> <tr> <td>五泉市</td><td>総務課長、都市整備課長</td><td></td></tr> <tr> <td>阿賀野市</td><td>危機管理課長、建設課長、農林課長、上下水道局長</td><td></td></tr> <tr> <td>新発田市</td><td>地域安全課長、地域整備課長</td><td></td></tr> <tr> <td>阿賀町</td><td>総務課長、建設課長</td><td></td></tr> <tr> <td>東北電力（株）会津若松支社</td><td>会津ダム管理センター課長</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td>新潟地域振興局</td><td>地域整備部 治水課長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>農林振興部 農村計画課長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>新津地域整備部 工務課長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>津川地区振興事務所 土木整備課長</td></tr> <tr> <td>新潟県</td><td>新発田地域振興局</td><td>地域整備部 計画調整課長</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>農村整備部 農村計画課長</td></tr> <tr> <td>気象庁</td><td>新潟地方気象台</td><td>防災管理官</td></tr> <tr> <td>農林水産省</td><td>北陸農政局</td><td>農村振興部 設計課長</td></tr> <tr> <td>林野庁</td><td>関東森林管理局</td><td>下越森林管理署 総括治山技術官</td></tr> <tr> <td>(研)</td><td>森林研究・整備機構 森林整備センター</td><td>新潟水源林整備事務所 主幹</td></tr> <tr> <td>国土交通省</td><td>北陸地方整備局</td><td>阿賀野川河川事務所 副所長（技）</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td><オフサーバー></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>東日本旅客鉄道（株）新潟支社</td></tr> </tbody> </table>	新潟市	危機対策課長		五泉市	総務課長、都市整備課長		阿賀野市	危機管理課長、建設課長、農林課長、上下水道局長		新発田市	地域安全課長、地域整備課長		阿賀町	総務課長、建設課長		東北電力（株）会津若松支社	会津ダム管理センター課長		新潟県	新潟地域振興局	地域整備部 治水課長			農林振興部 農村計画課長			新津地域整備部 工務課長			津川地区振興事務所 土木整備課長	新潟県	新発田地域振興局	地域整備部 計画調整課長			農村整備部 農村計画課長	気象庁	新潟地方気象台	防災管理官	農林水産省	北陸農政局	農村振興部 設計課長	林野庁	関東森林管理局	下越森林管理署 総括治山技術官	(研)	森林研究・整備機構 森林整備センター	新潟水源林整備事務所 主幹	国土交通省	北陸地方整備局	阿賀野川河川事務所 副所長（技）			<オフサーバー>			東日本旅客鉄道（株）新潟支社	幹事会名簿を追加
新潟市	危機対策課長																																																										
五泉市	総務課長、都市整備課長																																																										
阿賀野市	危機管理課長、建設課長、農林課長、上下水道局長																																																										
新発田市	地域安全課長、地域整備課長																																																										
阿賀町	総務課長、建設課長																																																										
東北電力（株）会津若松支社	会津ダム管理センター課長																																																										
新潟県	新潟地域振興局	地域整備部 治水課長																																																									
		農林振興部 農村計画課長																																																									
		新津地域整備部 工務課長																																																									
		津川地区振興事務所 土木整備課長																																																									
新潟県	新発田地域振興局	地域整備部 計画調整課長																																																									
		農村整備部 農村計画課長																																																									
気象庁	新潟地方気象台	防災管理官																																																									
農林水産省	北陸農政局	農村振興部 設計課長																																																									
林野庁	関東森林管理局	下越森林管理署 総括治山技術官																																																									
(研)	森林研究・整備機構 森林整備センター	新潟水源林整備事務所 主幹																																																									
国土交通省	北陸地方整備局	阿賀野川河川事務所 副所長（技）																																																									
		<オフサーバー>																																																									
		東日本旅客鉄道（株）新潟支社																																																									

参考) 各種会議と流域治水会議との関係	参考) 各種会議と流域治水会議との関係	参考) 各種会議と流域治水会議との関係
<p>阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議 規約 現行 令和2年9月17日施行</p> <p>参考)</p> <p>各種会議と流域治水会議との関係</p> <p>~水防~</p>	<p>阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議 規約 改正(案)</p> <p>参考)</p> <p>各種会議と流域治水会議との関係</p> <p>~水防~</p>	<p>備考</p>

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 規約（改正案）

（設置）

第1条 阿賀野川水系に係る新潟県内における阿賀野川（以下、「阿賀野川」という。）の流域治水対策を推進するものとして、「阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議」（以下、「流域治水会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 流域治水会議は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、阿賀野川において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（以下、「流域治水」という。）を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（流域治水会議の構成）

第3条 流域治水会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 流域治水会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、流域治水会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を流域治水会議に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 流域治水会議に幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、流域治水会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水に係る対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について流域治水会議に報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

（流域治水会議の実施事項）

第5条 流域治水会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 阿賀野川で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（流域治水会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開するものとする。ただし、審議内容によっては、幹事会に諮り、非公表とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開したものとみなす。

(流域治水会議資料等の公表)

第7条 流域治水会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

2 流域治水会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（調査課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水会議で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。

(改正)

令和3年 月 日

別表 1

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 名簿

新潟市長
五泉市長
阿賀野市長
新発田市長
阿賀町長
東北電力株式会社 会津若松支社長
新潟県新潟地域振興局 地域整備部長
新潟県新潟地域振興局 農林振興部長
新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部長
新潟県新潟地域振興局 津川地区振興事務所長
新潟県新発田地域振興局 地域整備部長
新潟県新発田地域振興局 農村整備部長
気象庁 新潟地方気象台長
農林水産省北陸農政局 地方参事官
林野庁関東森林管理局 下越森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 新潟水源林整備事務所長
国土交通省北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所長

<オブザーバー>

東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社

別表2

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議幹事会名簿

新潟市	危機対策課長
五泉市	総務課長、都市整備課長
阿賀野市	危機管理課長、建設課長、農林課長、上下水道局長
新発田市	地域安全課長、地域整備課長
阿賀町	総務課長、建設課長
東北電力（株）会津若松支社	会津ダム管理センター課長
新潟県 新潟地域振興局	地域整備部 治水課長 農林振興部 農村計画課長 新津地域整備部 工務課長 津川地区振興事務所 土木整備課長
新潟県 新発田地域振興局	地域整備部 計画調整課長 農村整備部 農村計画課長
気象庁 新潟地方気象台	防災管理官
農林水産省 北陸農政局	農村振興部 設計課長
林野庁 関東森林管理局	下越森林管理署 総括治山技術官
(研) 森林研究・整備機構 森林整備センター	新潟水源林整備事務所 主幹
国土交通省 北陸地方整備局	阿賀野川河川事務所 副所長（技）

<オブザバー>

東日本旅客鉄道（株）新潟支社

参考)

各種会議と流域治水会議との関係

